



第3節 経済外交

総論

日本経済の再生は、世界経済の成長に貢献するものであり、強い経済があつてこそ初めて強力な外交を展開することができる。日本経済の再生に資する国際経済環境を創出し、力強い成長を達成するための経済外交を戦略的に展開していく。

〈日本経済と世界経済〉

安倍政権は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」による経済再生への取組を全力で進め、2014年6月には「日本再興戦略」を改訂した。外務省でも、岸田外務大臣の下、日本経済の再生に資する経済外交の強化を「外交の三本柱」の1つと位置付け、引き続き精力的に取り組んだ。「アベノミクス」ともいわれる一連の取組があり、2014年の日本経済は、消費税増税後、個人消費などに弱さがみられたものの、デフレ脱却に向けて着実に前進するとともに、緩やかな回復基調を続けた。世界経済については、米国や英国では景気が回復しているものの、ユーロ圏では経済成長率が相対的に低い水準にとどまり、新興国の中でも成長率の水準に開きが見られるなど、各国の経済は様々な傾向を見せた。2014年秋以降、主として欧州や新興国の景気低迷から石油需要が減少する一方、米シェールオイルなど非OPEC（石油輸出国機構）諸国産

の供給が拡大した。こうした石油市場の需給緩和などから、石油価格は下落し2009年以来の安値水準となった。このような国際情勢の中、G7・G20サミットの場合において、安倍総理大臣は、日本経済の再生を通して世界経済の成長に貢献していくことを説明し、各国首脳からは強い期待が寄せられた。

〈経済連携の推進〉

高いレベルの経済連携を推進していくことは、成長戦略の柱の1つである。2014年には、7年越しの交渉の末、日・豪経済連携協定（EPA）が署名に至り、2015年1月に発効した。このほか2014年7月には日・モンゴルEPA交渉について大筋合意に至り、12月には日・トルコEPA交渉を開始するなど、経済連携の取組は着実に前進している。日本は、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓自由貿易協定（FTA）、日EU・EPAなどの経済連携協定の交渉に同時並行的に取り組むことで、世界全体の貿易・投資ルールの構築に貢献していく考えである。アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）にもつながるような形で、こうした経済連携の取組を相互補完的に発展させていくことも重要である。2014年北京APEC（アジア太平洋経済協力）においては、「FTAAPの実現に向けたAPECの

貢献のための北京ロードマップ」が策定された。日本としては、APECの議論への積極的な参加を通じ、FTAAPを始めとした地域経済統合を引き続き推進していく。

〈多数国間の貿易自由化〉

多数国間の貿易自由化交渉については、長年にわたり膠着^{こうちやく}状態が続いてきているものの、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制は、新たなルール作りや紛争解決を含む既存のルールの運用面において重要な役割を果たしている。2013年に妥結に至った、貿易円滑化、農業及び開発の3分野から成る「バリ合意」に関しては、貿易円滑化に関する協定をWTO協定の一部に組み込む議定書について、合意されていた2014年7月末の採択期限が守られず、その実施が停滞した。しかし、同議定書は2014年11月のWTO一般理事会特別会合において採択された。貿易円滑化に関する協定が発効すれば、WTO設立後、初めて全加盟国を拘束する協定が実現することになる。日本としては、今後「バリ合意」の着実な実施とドーハ・ラウンド（DDA）交渉の妥結に向け積極的に関与していく考えである。また、WTOに加盟する有志国・地域の取組として、情報技術協定（ITA）の品目拡大について早期の妥結を目指して交渉が進められ、サービスの貿易に関する新しい協定（TiSA）も引き続き交渉が行われている。さらに、7月には、環境物品に関する協定（EGA）について交渉が開始された。日本として、世界全体の自由で開かれた貿易体制の維持・強化のため、引き続き幅広く取り組んでいく考えである。

〈日本企業支援と対日投資促進〉

日本経済は再生に向けて上向いている。この兆しを着実な成長へとつなげていくためには、日本企業の海外展開を通じて、新興国を始めとする諸外国の成長を取り込んでいくこ

とが必要である。外務省では、岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」の指揮の下、在外公館では公館長が先頭に立って、官民連携により日本企業の活動展開を推進している。また、世界でインフラへの需要が拡大している中、政府としては、2020年に約30兆円のインフラを受注するという目標を掲げている。この目標に向け、要人往来の機会も最大限活用し、安倍総理大臣や岸田外務大臣を始めとするトップセールスで、日本のインフラや技術を海外に売り込んでいる。なお、外務省では、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する風評被害を防ぎ、日本製品の海外輸出を促進するため、汚染水問題への対応を始めとする事故対応の取組や日本製品の安全確保の措置（日本の検査基準・体制や出荷制限等）の情報を迅速かつ正確に各国に提供し、輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけてきている。また、「日本再興戦略」においては、2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増するとの目標が盛り込まれた。外務省では、対日投資促進に向けた取組について、国際会議の場や大使館、総領事館などを活用して広報に努めている。また、在外公館のホームページでも積極的なPR活動を行っている。

〈エネルギー・鉱物資源・食料安全保障〉

多くの資源を海外に依存し、東日本大震災以降、化石燃料への依存度を高めている日本にとって、資源の安定的かつ安価な供給確保に向けた取組が急務となっている。外務省としても、様々な外交手段を活用し、資源国との包括的かつ互恵的な関係の強化に努め、供給国の多角化を図るなど戦略的な資源外交を行っている。特に、2014年には、安倍総理大臣が中東・アフリカ、大洋州、中南米諸国などの主要な資源国を訪問し、積極的な資源外交を展開した。また、2013年に新設され

た「エネルギー・鉱物資源専門官」制度を活用し、引き続き情報収集などの体制強化を図った。世界的な人口増加と食料不足が予想される中、日本としても、食料安全保障の確保のための取組を進めている。日本は水産資源の適切な保存管理に積極的な役割を果たしており、2014年7月、南インド洋漁業協定(SIOFA)の締約国となった。また、国際司法裁判所(ICJ)の判決に従って、第2期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)を中止した上で、同判決を考慮して策定した新たな調査計画案を国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会に提出した。

〈国際的な議論を主導〉

2014年、日本は経済協力開発機構(OECD)加盟50周年を迎え、36年ぶり2度目の閣僚理事会議長国として安倍総理大臣、岸田外務

大臣に加え3閣僚が閣僚理事会に出席した。その際、しなやかで強靱な(レジリエントな)経済社会やOECDと東南アジアとの関係強化を2本柱として加盟国間の議論を主導した。経済のレジリエンスについては、その後のG20ブリスベン・サミットでも主要なテーマとして挙げられるなど、国際経済の方向性を日本がリードする形となった。また、安倍総理大臣が東南アジア諸国連合(ASEAN)閣僚などと共に立ち上げた「OECD東南アジア地域プログラム」は、OECDのアウトリーチ活動の目玉(OECD本体予算を用いてアウトリーチ活動を行うのは対東南アジアのみ。)である。本プログラムを通じてASEAN諸国のビジネス環境を整備するとともに、日本企業の進出を促進していく。

各 論

1 日本経済再生に資する取組

(1) 経済連携の推進

EPAやFTAには、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する効果がある。日本は、これまでに14の国・地域との間でEPA・FTAを締結してきている。日本の貿易のFTA比率(貿易総額に占める発効済み・署名済みのFTA相手国の貿易額の割合)を2012年の約19%から2018年までに70%に高めるとの「日本再興戦略」の目標実現に向け、アジア太平洋地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進している。

2014年には、7年越しの交渉の末、日・豪EPAが署名に至り、2015年1月に発効した。

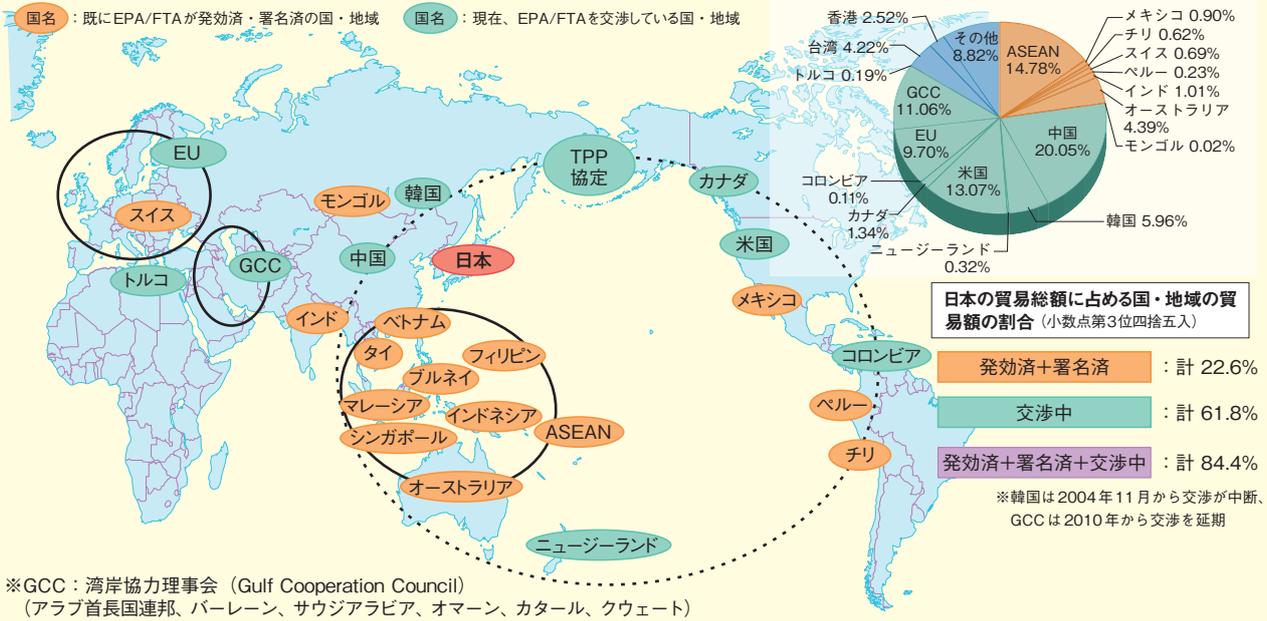
これにより、FTA比率が2012年の約19%から約23%に上昇した。また、日・モンゴルEPA交渉では、2014年7月に大筋合意を確認し、2015年2月に署名に至ったほか、2014年12月には日・トルコEPA交渉を開始するなど、経済連携の取組は着実に前進している。日本は、成長戦略の柱の1つとして、今後も経済連携を推進していく考えである。

ア 2014年以降に発効したEPA(オーストラリア)

日本とオーストラリアは、アジア太平洋地域や国際社会において緊密に連携する重要な戦略的パートナーであり、エネルギーや食料

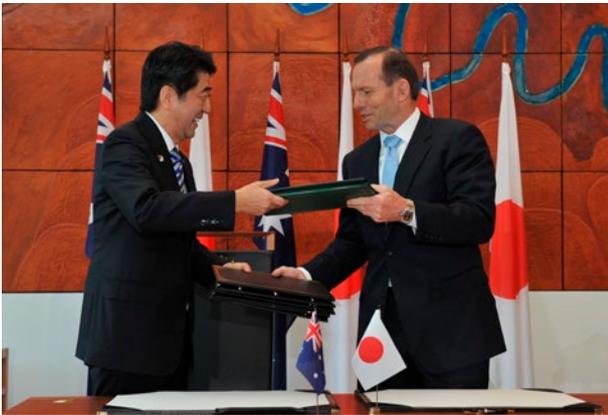
日本の経済連携（EPA）の取組

- ・ASEAN諸国を中心に15か国・地域との経済連携協定（EPA）が発効済・署名済
- ・発効済・署名済EPA相手国との貿易総額に占める割合は22.6%（米国：40%、韓国：40%、EU：30%）
- ・発効済・署名済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易総額に占める割合は84.4%



※GCC：湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council）
（アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート）

出典：財務省貿易統計（2013年）、ただし、米国、韓国、EUについては、IMF Direction of Trade Statistics（June 2014）
（各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入）



日豪両首脳による署名式（7月8日、オーストラリア 写真提供：内閣広報室）

の主要な貿易国という経済面のみならず、政治・安全保障の面でも密接な関係にある。両国は、2006年の日・豪首脳電話会談でEPA交渉の開始を決定し、2012年までに16回の交渉会合を行った。その結果、2014年7月の安倍総理大臣のオーストラリア訪問時の両首脳による署名を経て、同協定は、2015年1月に発効した。

イ 交渉中などの協定（交渉開始順。FTAAP 関連はウ参照）

(ア) 韓国

隣国である韓国との間では、貿易・投資を含む経済の相互依存関係が強固である。同国とのEPAは、安定的な経済枠組みを提供し、将来にわたり両国に利益をもたらす得るとの考えに基づき、2003年に交渉を開始した。同交渉は2004年以降中断されているが、実務レベルの意見交換などを継続してきている。

(イ) 湾岸協力理事会（GCC）

GCC¹諸国は、日本に対する石油・天然ガス供給国として極めて重要である。2006年に開始されたFTA交渉は、GCC側の都合で延期されてきているが、GCCとの経済関係のより一層の強化のため、日本は交渉の早期再開を求めている。

1 GCC：湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council）。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）の6か国から構成

(ウ) モンゴル

中長期的な高成長が見込まれるモンゴルとの間では、エネルギー・鉱物資源を含む投資環境の改善や更なる貿易・投資の拡大を目指し、2012年にEPA交渉を開始した。7回の交渉会合が行われ、2014年7月、エルベグドルジ・モンゴル大統領訪日の際に行われた日・モンゴル首脳会談で、大筋合意に至った。

(エ) カナダ

基本的価値を共有し、相互補完的な経済関係にあるカナダとは、2012年に交渉を開始した。日本へのエネルギー、鉱物や食料の安定供給に資するEPAとすべく、2014年12月までに7回の交渉会合を行った。

(オ) コロンビア

豊富な資源と高い経済成長を有するコロンビアは、各国とFTA締結を進めている。日本も、日本企業の投資環境整備などの観点から、2012年に交渉を開始し、2014年12月までに9回の交渉会合を行った。

(カ) 欧州連合 (EU)

基本的価値を共有し、日本の主要貿易・投資相手でもあるEUとは、2013年3月に交渉開始を決定した。同年4月に第1回交渉会合を開催し、2014年12月までに8回の交渉会合を行った。11月には、G20ブリスベン・サミットの際に行われた日EU首脳会談において、2015年中の大筋合意を目指し、交渉を加速させることで一致した。

(キ) トルコ

高い経済的潜在性を有し、開放経済を推進するトルコとは、1月に訪日したエルドアン首相と安倍総理大臣の会談においてEPA交渉開始に合意した。12月には、第1回交渉会

合が開かれた。

ウ アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) に向けた道筋

(ア) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

TPP協定は、成長著しいアジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々と、21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する野心的な取組である。この協定は、モノの貿易だけではなく、サービス、投資、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で新たなルールを構築すると同時に、大きなバリュー・チェーン（価値の連鎖）を作り出すことができる。2014年12月現在、日本、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が交渉に参加している。

日本は2013年7月に正式に交渉に参加し、2014年12月までに7回の閣僚会合、2回の首脳会合などで各国と精力的な協議を行った。アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むポテンシャルを持つTPP協定は、日本にとって成長戦略の主要な柱の1つである。日本は、各国と共に早期妥結に向けて努力し、国益をしっかりと最終的な成果に反映すべく、引き続き全力を挙げて交渉に取り組んでいく。

(イ) 日中韓FTA

日中韓FTAについては、2013年3月に交渉を開始し、2015年1月までに6回の交渉会合を行った。これまでの交渉会合では、包括的かつ高いレベルのFTAを目指すとの3か国共通の目標の下、物品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知的財産、電子商取引といった広範な分野について協議を行っている。

EPA・FTA交渉等の現状

年度	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
オーストラリア	7月		4月	12月	4月 交渉開始				12月 第13回交渉会合	2月 第14回交渉会合 4月 第15回交渉会合 6月 第16回交渉会合		4月 大筋合意 7月 署名	1月 発効
韓国									5月 第2回局長級事前協議 10月 日韓首脳会談 (交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことへ一致)				
GCC (※)				5月 準備会合 9月 交渉開始			3月 第4回中間会合						
カナダ								3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 同日 日加首脳会談 (交渉開始で一致) 7月 交渉準備会合 11月 第1回交渉会合	4月 第2回交渉会合 7月 第3回交渉会合 11月 第4回交渉会合	3月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 11月 第7回交渉会合		
コロンビア								11月 共同研究開始	7月 共同研究完了 9月 日コロンビア首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	5月 第2回交渉会合 10~11月 第3回交渉会合	2月 第4回交渉会合 5月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 9月 第7回交渉会合 10月 第8回交渉会合 12月 第9回交渉会合(予定)		
EU							4月 共同検討作業を開始	5月 交渉のためのプロセスを開始	7月 交渉の大枠を定めるスコーピング作業の終了 11月 外務理事会が欧州委員会の交渉権限を採択	3月 日EU首脳電話会談 (交渉開始を決定) 4月 第1回交渉会合 6月 第2回交渉会合 10月 第3回交渉会合	1月 第4回交渉会合 3月~4月 第5回交渉会合 7月 第6回交渉会合 10月 第7回交渉会合 12月 第8回交渉会合	2月 第9回交渉会合	
トルコ							4月 共同検討作業を開始		11月 共同研究開始	7月 共同研究完了	1月 日トルコ首脳会談 (交渉開始で一致) 12月 第1回交渉会合	2月 第9回交渉会合(予定)	
TPP協定								11月 交渉参加に向けた協議開始の意向表明		2月 日米首脳会談 (日米の共同声明発出) 4月 日米協議合意、TPP閣僚会合 7月 第18回交渉会合 (日本参加) 8月 第19回交渉会合 10月 TPP首脳会合・閣僚会合 12月 TPP閣僚会合	2月 TPP閣僚会合 5月 TPP閣僚会合 10月 TPP閣僚会合 11月 TPP首脳・閣僚会合		
日中韓							5月 共同研究開始	12月 共同研究完了	【参考：3月 日中韓投資協定大筋合意 5月 日中韓サミット (年内の交渉開始で合意) 11月 日中韓経済貿易大臣会合(交渉開始を宣言)	2月 交渉準備会合 3月 第1回交渉会合 7~8月 第2回交渉会合 11月 第3回交渉会合	3月 第4回交渉会合 9月 第5回交渉会合 12月 第6回交渉会合 (局長/局次長会合)	1月 第6回交渉会合(首席代表会合)	
東アジア地域包括的経済連携(RCEP*)							9月 CEPEA*及びEAFTA*について議論開始	11月 ASEAN関連首脳会議(CEPEA及びEAFTAの提案を踏まえRCEPの枠組みを採択)	11月 ASEAN関連首脳会議(交渉立ち上げを宣言)	2月 交渉の準備のための会合 5月 第1回交渉会合 8月 閣僚会合 9月 第2回交渉会合	1月 第3回交渉会合 3~4月 第4回交渉会合 6月 第5回交渉会合 12月 第6回交渉会合	2月 第7回交渉会合(予定)	
モンゴル							6月 共同研究開始	3月 共同研究完了	3月 日モンゴル首脳会談 (交渉開始で一致) 同日 交渉準備会合 6月 第1回交渉会合 12月 第2回交渉会合	4月 第3回交渉会合 7月 第4回交渉会合 12月 第5回交渉会合	4月 第6回交渉会合 6月 第7回交渉会合 7月 大筋合意		
日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)									3月、11月 合同委員会	4月 合同委員会 10月 合同委員会 12月 サービス章・投資章本体につき実質合意	3月 合同委員会		

EPAに基づく人の移動

看護師候補者 受入れ人数	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	総計
インドネシア	104	173	39	47	29	48	41	481
フィリピン	—	93	46	70	28	64	36	337
ベトナム	—	—	—	—	—	—	21	21
受入れ人数合計	104	266	85	117	57	112	98	839

介護福祉士候補者 受入れ人数	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	総計
インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	754
フィリピン	—	190	72	61	73	87	147	630
ベトナム	—	—	—	—	—	—	117	117
受入れ人数合計	104	379	149	119	145	195	410	1,501

(ウ) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

RCEPは、人口約34億人（世界全体の約半分）、GDP約20兆米ドル（世界全体の約3割）、貿易総額10兆米ドル（世界全体の約3割）に上る広域経済圏実現を目標とした交渉である。ASEAN諸国とFTAパートナー諸国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの6か国）の首脳は、2013年5月の交渉開始後、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産などを含む分野で包括的かつ高いレベルの協定を目指している。2014年12月までに、閣僚会合を2回、交渉会合を6回開催した。

エ 発効済みの協定

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの活用のために様々な協議が続けられている。



第1陣ベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修閉講式の開催（8月14日、東京）

オ 人の移動

EPAに基づき、これまでインドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始している。2014年はインドネシアから187人（看護：41人、介護：146人）、フィリピンから183人（看護：36人、介護：147人）、ベトナムから138人（看護：21人、介護：117人）が新たに入国した。また、2014年の国家試験²については、看護32人（インドネシア：16人、フィリピン：16人）、介護78人（インドネシア：46人、フィリピン：32人）が合格した。な

2 ベトナムの国家試験合格者数については2015年3月に発表予定。

お、ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者については、2014年6月に第一陣の受入れ

を行った。

(2) 日本企業支援

ア 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外務省は、日本企業の海外展開を官民が連携して推進するため、外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」の指揮の下、本省、在外公館が一体となり、日本企業支援に取り組んでいる。

2月には、中堅・中小企業の海外展開支援を一層強化するために、経済産業省と共に「海外展開一貫支援ファストパス制度」³の運用を開始した。「日本再興戦略」においては、「国際展開戦略」がアクションプランの1つとして掲げられている。これを踏まえ、7月には、在外公館の日本企業支援のための指針である「日本企業の海外における活動展開支援のためのガイドライン」を、世界の成長市場を獲得し日本経済の成長に取り込むための取組を官民一体となって積極的に実施する内容に改定した。

在外公館においては、1999年から「日本企業支援窓口」を設置し（2014年12月現在140か国215公館287人）、日本企業からの相談・支援依頼に積極的に対応している。また、在外公館長が先頭に立って日本企業への情報提供や現地政府・機関に対する申入れなどを行っている。天皇誕生日祝賀レセプションなどの在外公館における行事の機会を活用し、官民連携による日本企業製品・技術の展示、日本企業製品紹介のためのセミナー、日本企業との共催による現地企業との交流会開催なども実施している。このような取組をま



大使館での日本のハイブリッドカーの紹介（在スイス大使館）

とめた「グッドプラクティス集」を作成した。

イ インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を促進するため、2013年、関係閣僚をメンバーとする「経協インフラ戦略会議」が政府内に設立された。以来、外交日程に合わせて、「ミャンマー」、「中東・北アフリカ」、「インド」、「中南米」など国や地域をテーマにした会合や、「先進地方自治体による都市インフラ輸出」、「防災」などの分野をテーマにした会合が計14回行われた（2014年12月時点）。また、安倍総理大臣、岸田外務大臣を始めとするトップセールスの推進、JICA海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラシステムの海外展開推進の体制整備・強化が進められている。外務省は、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェ

³ 地域金融機関や商工会議所などの企業支援機関から、外務省（在外公館を含む）、JETROなど海外展開支援に知見のある機関に対して、企業の紹介を円滑に行う制度



英国高速鉄道（5月2日、英国・ロンドン 写真提供：内閣広報室）

クト専門官」を重点国の在外公館に指名している（2014年12月現在、51か国63公館128人）。

このような取組の具体的な成果として、国際空港（モンゴル）、貨物専用鉄道（インド）、首都圏都市鉄道（インドネシア）、鉄道車両（英国、米国）、下水道整備（マレーシア）、化学プラント（トルクメニスタン）、都市鉄道車両、信号・変電・通信設備などのパッケージ（タイ）などを日本企業や日本企業を含むグループが受注した。2013年のインフラ受注実績は、受注金額が判明しているだけでも、前年の約3.2兆円から約9.3兆円へと大幅に増加した。

投資協定/租税条約/社会保障協定

(ア) 投資協定

海外における投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んでいる。2014年には、パプアニューギニア、クウェート、中国・韓国（日中韓3か国の投資協定）、イラク、ミャンマー、モザンビークとの間で投資協定がそれぞれ発効した。コロンビアとの投資協定については日本国内における手続を完了しており、カザフスタンとの間でも投資協定に署名した。さらに、2015年には、ウルグアイとの間でも投資協定に署名し、こ

れまでに署名又は締結済となった投資協定は計25件となった。このほか、ウクライナとの間で協定の実質合意に達している。現在オマーン、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦（UAE）、ケニア、ガーナ、モロッコ、タンザニアとの間で、それぞれ投資協定交渉を進めている。また、投資に関する規定を含むEPAの締結にも取り組んでいる。2015年1月に発効した日・豪EPAを含め、これまでに日本が締結した14のEPAのうち11のEPAは投資に関する規定を含むものである。さらに、現在行われているTPP協定、日中韓FTA、RCEP、AJCEPの交渉やEU、カナダ、モンゴル、トルコとの間のEPAの交渉においても、投資に関する議論が行われている。

このほか、OECDやAPECなどの国際的な枠組みにおいても、日本は投資の自由化や円滑化を促進するための多数国間ルールの形成に積極的に取り組んできている。

(イ) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税を回避するとともに、投資所得（配当、利子、使用料）に対する源泉地国課税の減免などを通じて投資交流を促進するための重要な法的基盤である。また、租税に関する情報交換などといった税務当局間の国際協力推進のための規定もあり、脱税、租税回避行為などを防止する観点からも重要である。日本は、租税条約ネットワークの拡充に積極的に取り組んでいる。具体的には、オマーン（9月）やUAE（12月）との条約、スウェーデン（10月）や英国（12月）との改正議定書がそれぞれ発効し、カタール（12月）との条約が実質合意に至った。なお、租税に関する情報交換ネットワークの整備や拡充を主要な目的とした協定については、マカ

オ（5月）や英領バージン諸島（10月）との間で発効した。この結果、日本は2014年末時点で64の租税関連条約（89か国・地域に適用）を締結したことになる。

(ウ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨てなどの問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流が円滑化され、経済交流を含む二国間関係がより一層緊密化することが期待される。日本は、10月にルクセンブルクとの協定に署名し、2014年末時点で社会保障協定を締結又は署名している国は18か国となった。また、2014年には、トルコとの間で政府間交渉を行った。

工 知的財産

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要であ

る。日本は、APEC、WTO（TRIPS理事会⁴）、世界知的所有権機関（WIPO）などにおける多国間の議論に積極的に参画している。2014年6月、日本はWIPOの視聴覚実演に関する北京条約を締結した。EPAにおいても、可能な限り知的財産権に関する規定を設けることとしている⁵。また、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の発効に向けた働きかけを引き続き行っている。知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員などの能力向上のため、JICAを通じて専門家派遣などを行っている。

また、外務省は、海外における知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策などに関する施策を実施している。例えば、海外において模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館において知的財産担当官を任命し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。

(3) 風評被害対策

外務省では、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する海外における風評被害を防ぎ、日本製品の輸出を促進するため、日本製品の安全確保の措置（日本の検査基準・体制、各種検査データなど）の情報を迅速かつ正確に各国に提供し、輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけてきている。

具体的には、規制を実施している国に対し、首脳・閣僚レベルによる規制の緩和・撤廃の申入れや各国・地域毎の事情に応じた在外公館からの働きかけのほか、海外産業界向

けのPR事業などを実施している。

こうした取組の結果、米国のように日本国内の規制を前提とした制度を採る国のほか、2014年にはオーストラリアが輸入規制を撤廃するなど、これまで13か国（カナダ、メキシコ、ニュージーランド、マレーシア、コロンビア、ミャンマー、セルビア、チリ、ペルー、ギニア、エクアドル、ベトナム、オーストラリア）が規制を完全に解除した。また、EU、シンガポール、タイなどが規制を緩和し、規制の対象地域・品目は縮小されつ

⁴ TRIPS理事会とは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場
⁵ オーストラリア、ASEAN、ブルネイ、チリ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、シンガポール、スイス、ベトナム、タイとの間で知的財産権に関する規定を含む協定を締結し、既に効力が発生している。

つある。しかし、依然として約70か国・地域において何らかの規制が継続している。規制緩和・撤廃に向けた働きかけを引き続き粘り強く行っていく。

また、酒類を含む日本の農林水産物・食品の輸出促進については、「日本再興戦略」に掲げられた2020年に輸出額を1兆円とする目標に向け、政府が一丸となって取り組んでいる。外務省でも、地方自治体や日本企業と連携し、日本産品の魅力を積極的に発信している。例えば、2014年5月に安倍総理大臣がフランスを訪問した際には、在フランス日本大使公邸で、和食紹介レセプションを開催した。このレセプションでは、だしの試飲のほか、牛肉など日本産食材を活用した料理や日本酒、焼酎、ワイン、ウイスキーなど日本産



安倍総理大臣フランス訪問時の和食紹介レセプション（5月5日、在フランス日本大使公邸 写真提供：内閣広報室）

の酒類も提供され、オランダ・フランス大統領を始めとする来訪者から好評を博した。今後も、海外における日本産農林水産物・食品の市場拡大に向け、日本企業の輸出に向けた取組を積極的に後押ししていく。

外務省による日本企業の海外展開の推進

～カタール国通信衛星「Es'hail 2」の受注に向けた官民連携の取組～

中東カタールの首都ドーハ。2014年5月に開港した広大な敷地面積と旅客ターミナルを持つ近代的なハマド国際空港。そしてドーハの中心市街に前衛的な形をした高層ビルが競うように建ち並ぶ姿から、この国の繁栄がストレートに伝わってきます。そのカタールが自国で通信衛星を保有、運用することを計画し、2014年その初号機となる「Es'hail 2」について、三菱電機が国際競争入札の末、受注を果たしました。このカタール初の自国通信衛星は2016年末頃の打上げ予定で、アルジャジーラーTVなどの放送通信の中継や、その他、カタールの重要な通信インフラになります。



Es'hail 2衛星軌道上イメージ図

このプロジェクトには衛星のみならず地上局の構築も含まれ、衛星の運用管制を担うキーパーソンの育成も今回の受注契約には含まれています。受注に際して訪れた発注元の国営衛星オペレーターEs'hailSat社（別名：Qatar Satellite Company）は、まだ空室が目立つ新しいオフィスでコアとなる少数精鋭のメンバーが切り回している状態でしたが、今後内外から人材を集めて急速に大きくしていくスタートアップの躍動感が感じられる会社でした。

カタールのこれまでの衛星通信関連のビジネスは欧米との関係が深く日本との関係はなかったもので、我々がカタールを訪れるのは今回が初めてでしたが、今世紀に入ってカタールを急激に豊かにした天然ガス開発に日本企業連合が絶大な貢献をしたことや、ドーハの街を走る車の大半は日本車であることなど、カタール人の親日的感情も含めて日本との深い絆が感じられる国でした。また、



「Es'hail 2」の成功を願って記念撮影（一番左が筆者）

高さを説明するなど、働きかけを行ってきました。このように、大使館との連携による官民が一丸となった取組が、欧米企業ではなく日本企業である三菱電機に今回の通信衛星「Es'hail 2」を発注いただける一因になったと感じています。

この通信衛星「Es'hail 2」を顧客の期待通りの品質で作り上げることはもちろんのことですが、このプロジェクトをきっかけとして、さらに様々な分野においても日本とカタール両国間の産業交流が盛んになることを願って止みません。

三菱電機株式会社商用衛星営業部長 林 俊彦

2 安心して住める魅力ある国づくり

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

2014年は、原油価格が大きく変動した。近年、原油価格は、新興国などにおけるエネルギー需要の増加と獲得競争の激化、資源ナショナリズムの台頭、中東情勢の流動化などによって高い水準で推移してきた。2014年6月にはイラク情勢を受けて、主要指標であるWTI原油価格が一時107米ドル／バレル台の高値をつけるに至った。しかしながら、秋以降、主要国の景気低迷による需要減速、米国のシェールオイルなどの非OPEC諸国の生産の堅調な伸びによる需給の緩和などの種々の要因から下落し、2015年1月には50米ドル／バレル台を割った。油価下落は、短期的には、エネルギー消費国に恩恵をもたらす一方、産油国の財政状況や新規開発にも影響を与える。エネルギー安全保障に与える中長期的影響を引き続き注視していくことが重要である。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料の占める割合は、震災前の6割強から約9割に達している。円安傾向も相俟って、燃料調達費が貿易収支を圧迫している中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。こうした状況を背景に、4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、安定的な資源確保のための総合的な政策の推進のための施策として、積極的な資源外交の展開と供給源の多角化の推進などが挙げられている。

イ エネルギー・鉱物資源の安定かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

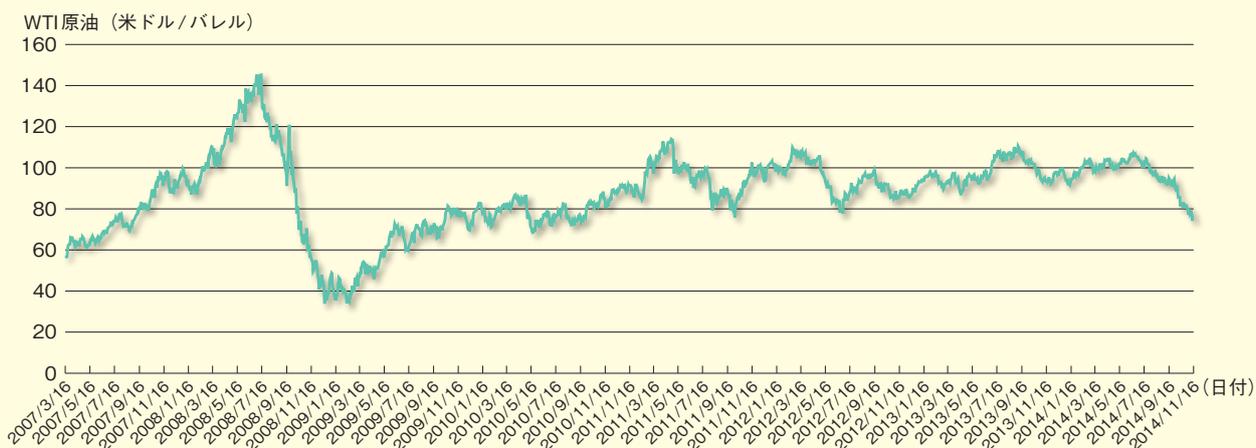
エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済、人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、外交的取組を強化してきている。

(ア) 資源国との包括的かつ互恵的な協力関係の強化

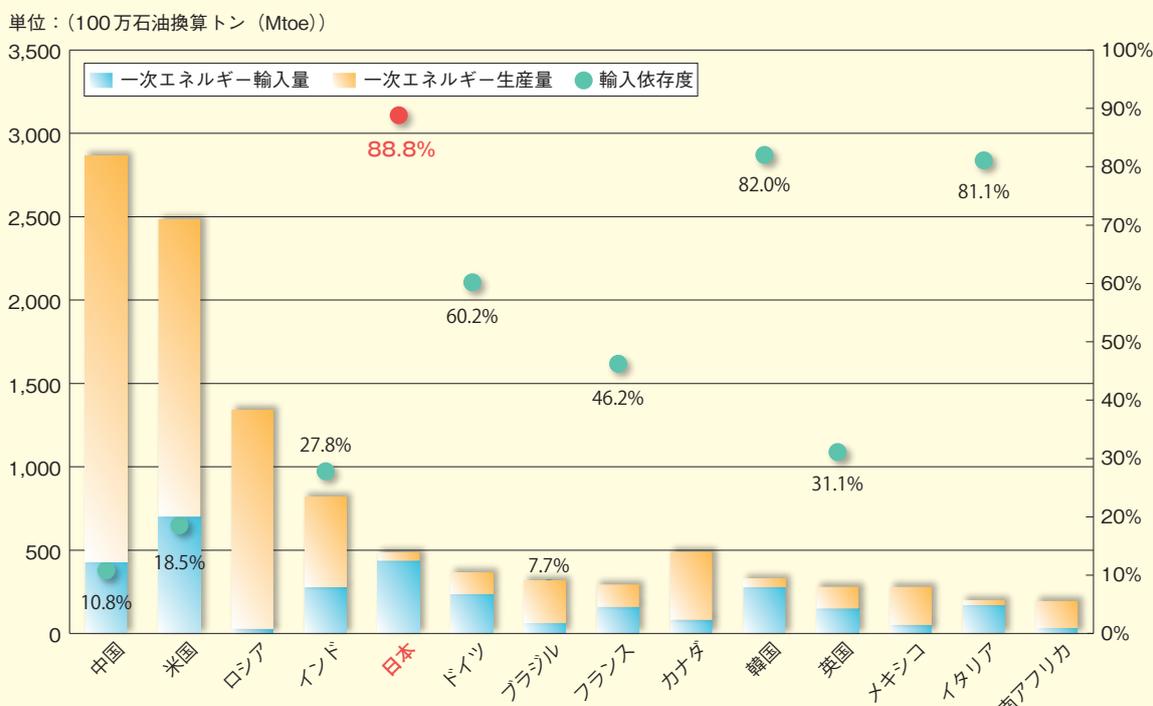
エネルギー・鉱物資源の安定供給確保のため、日本は、資源国との間で、首脳、閣僚レベルでの働きかけや資源分野における技術協力や人材育成などのODAを活用した協力など、包括的かつ互恵的な関係の強化に取り組んでいる。特に、安倍政権発足以来、安倍総理大臣、岸田外務大臣などが北米、中東・アフリカ、中南米、アジア太平洋などの主要な資源国を訪問し、積極的な資源エネルギー外交を展開してきた。2014年も、例えば、安倍総理大臣は、中東やロシアなどに加えて、アフリカ（モザンビーク）、大洋州（オーストラリア、パプアニューギニアなど）、中南米（チリ、ブラジル、メキシコなど）を訪問し、資源分野の協力に向けた働きかけなどを行った。

また、供給源の多角化に向けた取組の成果として、米国において日本企業が関与する全ての液化天然ガス（LNG）プロジェクトについて、9月までに米国政府によって輸出承認及びLNGターミナルの建設・操業などの承認がなされた。早ければ2016年度には米国産LNGの輸入が実現する見込みである。また、2014年6月には新たにパプアニューギニアからのLNGの輸入が開始された。

原油価格動向



主要各国におけるエネルギー輸入依存度 (2012年)



出典：IEA Energy Balance of OECD Countries (2013)
IEA Energy Balance of Non-OECD Countries (2013)

(イ) 輸送経路の安全確保

原油総輸入量の約9割が通過する中東から日本までの海上輸送路やソマリア沖・アデン湾などの国際的に重要な海上輸送路において、海賊事案が発生している。これを受けて、日本は、沿岸各国に対し、海賊の取締り能力の向上、関係国間での情報共有などの協力、航行施設の整備支援を行っている。また、ソマリア沖・アデン湾に自衛隊を派遣して世界の

商船の護衛活動を実施している（詳細については第3章第1節5. (1)「海洋」参照）。

(ウ) 在外公館等における資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、現在、合計50か国55公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」が配置され

ている。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催してきた。同会議では、資源確保における現在の取組の状況や今後の方向性について活発な議論を行っている。

(エ) 国際的なフォーラムやルールを活用した市場の安定化、緊急時対応など

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際エネルギー機関（IEA）の諸活動に積極的に参加している。世界のエネルギー市場の動向、中長期的な需給見通し、資源産出国の動向などの迅速かつ正確な把握に加え、石油の供給途絶などの場合の緊急時対応能力の強化に努めている。LNG価格に関しては、日本は前年に続き、2014年11月にLNGの生産国・消費国双方の官民が集う国際会議「第3回LNG産消会議2014」（経済産業省及びアジア太平洋エネルギー研究センター（APEREC）主催）を開催した。同会議においては、LNG市場の生産者、消費者双方の最新の動向について認識を共有した上で、市場の安定性、透明性の確保を前提とした市場の発展に向けた議論が行われた。また、日本は有限なエネルギー・鉱物資源の適切な開発・利用に関する「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」を支援している。さらに、エネルギーに関する原料・産品貿易の自由化や通過の促進、投資の促進・保護などを規定するエネルギー憲章条約（ECT）の実施において、国際的な協力を進めている。11月には「エネルギー憲章条約フォーラム」（外務省主催）を開催し、ECTにかかる理解促進と日本企業の海外展開の下

支えとなる機会を提供した。

ウ 海洋（大陸棚・深海底）

陸域のエネルギー・鉱物資源に乏しい日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資源は、安定供給源の確保及び経済の健全な発展の観点から重要である。日本は、海洋における権益を確保するため、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき必要な取組を進めている。

200海里を超える大陸棚の限界の設定については、日本は、大陸棚の延長を申請した7海域のうち4海域について大陸棚限界委員会（CLCS）から一定の延長を認める勧告を2012年に受け、2014年7月に総合海洋政策本部が決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に従い、10月に、四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域における延長大陸棚を設定した。また、同取組方針において、その他の2海域については関係国との調整に着手することや勧告が行われず先送りとなった1海域について早期に勧告が行われるよう努力を継続することが決定された。

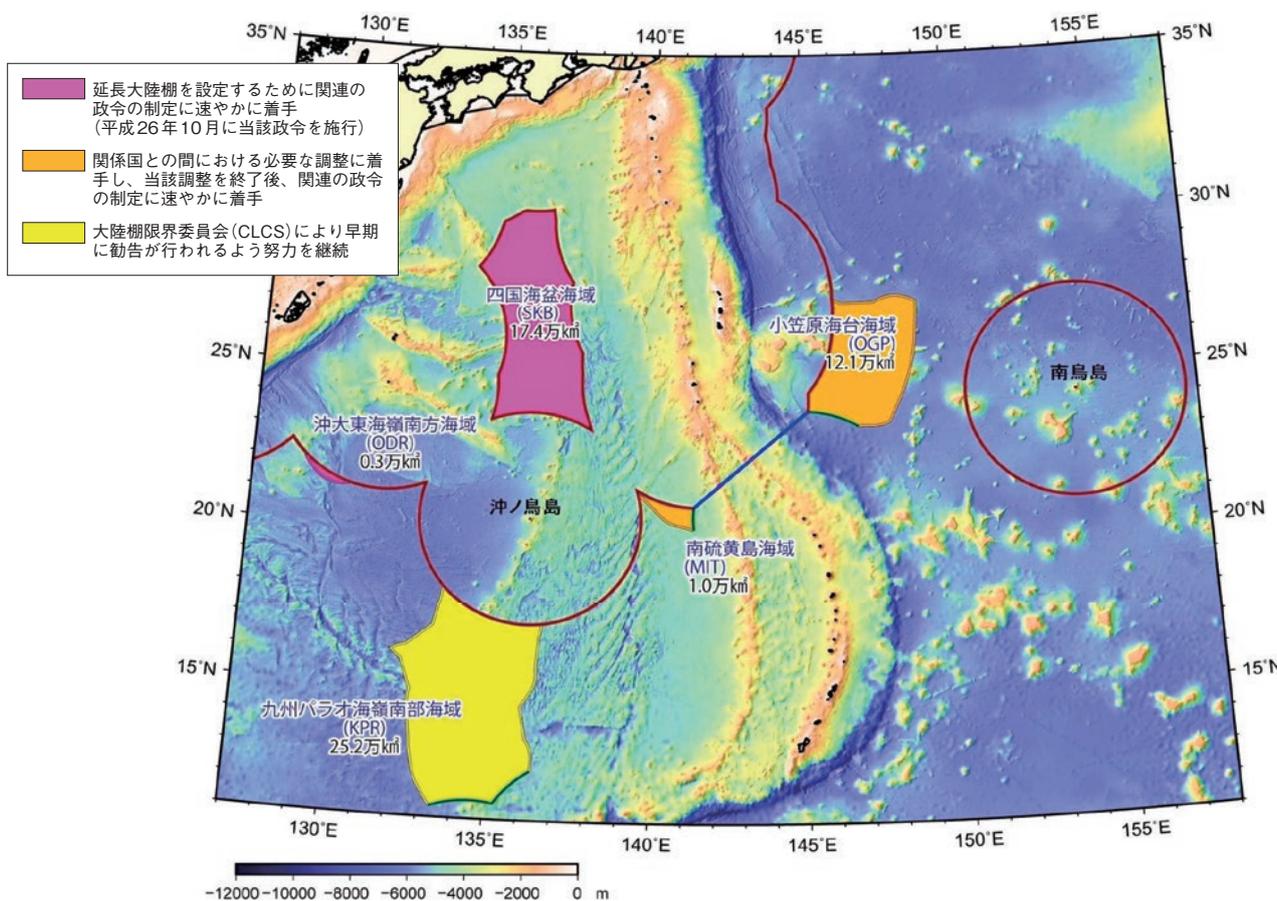
深海底については、2014年1月、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が、国際海底機構（ISA）との間で、南鳥島沖の深海底を探査鉱区とするコバルトリッチクラスト⁶の探査契約を締結し、15年間にわたり当該鉱区を探査する排他的な権利を取得した。

エ グリーン成長及び低炭素社会構築への取組

日本は、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋利用など）の利用や省エネなどの推進を通じて、開発途上国を始め国際社会におけるグリーン成

6 水深1,000m～2,000mの海山の頂部や斜面を、厚さ数cm～数10cmでアスファルト状に覆っている、コバルト、ニッケル、白金などのレアメタルを含む鉄・マンガン酸化物

日本の大陸棚



長の実現や低炭素社会の促進に向けた貢献（人材育成、国際的枠組みを通じた手法・経験の提供など）を行っている。

再生可能エネルギーの普及や持続可能な利用の促進に向け、日本は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）に積極的に関与して

おり、2015年1月には総会議長を務めた。また、支援の一環として、2014年2月に、IRENAと共催で、アフリカ及び太平洋島嶼国の行政官を対象に、再生可能エネルギーにかかる人材育成事業を実施するとともに、国際セミナーを開催した。

(2) 食料安全保障の確保

最近の国連の報告によると、世界の人口は2050年までに約96億人に達すると見込まれ、これに対応するためには、食料生産を現在の水準から約70%増大させる必要があるとされている。食料の多くを輸入する日本にとって、世界の食料安全保障の確保は日本の食料安全保障の確保に資するものである。国内の生産増大とともに、世界の食料生産を促進し、安定的な農産物市場や貿易システムを形

成する必要がある。

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）及び国連世界食糧計画（WFP）により発行された「世界の食料不安と現状2014年報告（SOFI2014）」によれば、世界で約8.1億人が栄養不足に苦しんでいる。しかし、これは過去10年間で1億人以上、1990年から1992年以降では2億人以上減少しており、「適切かつ即時に対応が図られるならば」、

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ・食料供給のうち、カロリーベースで6割、金額ベースで3割を海外に依存
農地面積の減少、農業者の高齢化等の生産拡大に向けた課題



世界の食料情勢

- ・世界人口の増加
- ・新興国の経済発展による食生活の変化
- ・バイオエネルギー生産の増加
- ・気候変動、異常気象の頻発
- ・輸出余力のある国は限定的
- ・食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【外交的取組】

世界の食料生産の促進

- ・投資促進：責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）における「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」策定の協議に関し、FAO・IFAD・UNCTAD・世銀等による調査研究への支援等、様々な取組を通じて貢献
- ・農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進
【例：アフリカにおける稲作振興（CARD）】
- ・気候変動への対応等：干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築等

安定的な農産物市場及び貿易システムの形成

- ・自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視：WTOの下での輸出規制の自粛
価格動向のフォロー（AMIS等）、変動への対策等

ぜいじゃく
脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

- ・食糧援助：穀物等の供与
- ・栄養支援：栄養指導、栄養補助食品の供与等
- ・社会的セーフティネット構築支援：最貧困層に対する生活手段付与等

緊急事態や食料危機に備えた体制づくり

- ・国際的な協力枠組：ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）
G20の迅速対応フォーラム（RRF）
※国内体制整備としては、緊急事態食料安全保障指針がある。

1990年との比較において飢餓人口の割合を2015年までに半減させる、というミレニアム開発目標（MDGs）の目標は、開発途上地域において達成可能な範囲であるとしている。国際穀物価格は依然高い水準で推移しており、天候などの要因によって大きく変動しやすい状況にある。食料不安に苦しむ開発途上国の人々の窮状を緩和し、MDGsの達成に貢献することは、引き続き日本を始めとする国際社会の責務である。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット（於：米国）で策定された「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス

（ニュー・アライアンス）」に基づき、日本は、米国と共にモザンビークの共同リード国⁷として積極的に関与している。

2013年に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）では、日本は、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の継続実施、小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチの対象国拡大、フード・バリューチェーン構築支援や責任ある農業投資の推進などを表明した。2014年5月にカメルーンで開催されたTICAD V閣僚会合では、これら支援を着実に実施していることを報告した。

また、日本は11月のG20ブリスベン・サミット（於：オーストラリア）において、フードシステムにおける責任ある投資、収入

7 ニュー・アライアンスの国別協力枠組みを加速化するために、対象国と共に協力枠組みの策定及び実施を主導する国。

及び質の高い雇用の増加、食料供給拡大のための持続的な生産性の向上を優先目標とする「G20食料安全保障・栄養フレームワーク」の採択に積極的に貢献した。2011年のG20カンヌ・サミット（於：フランス）において創設された農業市場情報システム（AMIS）に対しても、日本はプロジェクト支援を実施している。

9月には、第3回APEC食料安全保障担当大臣会合が中国において開催された。「地域協力の強化、食料安全保障の促進」を主題として議論が行われ、日本が重要性を主張したフード・バリューチェーンの構築の重要性などが盛り込まれた「食料安全保障に関する北京宣言」が採択された。6月には、OECDと協力し、「APEC食料安全保障に関するワークショップ」（日本のOECD加盟50周年事業）を東京で開催した。これらを通じて、アジア太平洋地域のフード・バリューチェーン構築に向けた国際的な取組について議論を深めた。

このほか、11月のASEAN+3（日本、中国、韓国）首脳会議では、安倍総理大臣は、2012年に発効したASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）協定に基づき、日本が行ったラオスやフィリピンに対する米支援について説明した。これに対し、その制度の重要性への支援と更なる発展への期待が表明された。安倍総理大臣からは、日本産品に対する輸入規制の緩和・撤廃についても要請した。

1 「責任ある農業投資」の促進に向けた日本の取組

世界の食料生産増大のため、国際的な農業投資が促進される一方で、開発途上国における大規模な「農地争奪」が問題視されていることを踏まえ、日本は2009年のG8ラクイラ・サミットにて、投資受入国、小農を含め

た現地の人々、投資家の三者が^{ひえき}裨益する形で投資が促進されるべきとの「責任ある農業投資」のコンセプトを提唱した。2010年4月には、4国際関係機関（FAO、IFAD、国連貿易開発会議（UNCTAD）、世界銀行（WB））により「責任ある農業投資原則」（PRAI）が策定された。本PRAIも考慮した責任ある農業投資のための原則は、2014年10月の世界食料安全保障委員会（CFS）総会において「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」として採択された。日本は、現場の実践事例を議論に反映させるとともに、今後の原則運用にも活かすため、4国際関係機関が2013年から実施している「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」に財政支援を行うなど、この取組に引き続き積極的に貢献している。

ウ 漁業（マグロ・捕鯨問題など）

日本は世界有数の漁業国、水産物の消費国であり、水産資源の適切な保存管理に積極的な役割を果たしてきている。2014年7月には、南インド洋漁業協定（SIOFA）の締約国となった。

マグロ類に関しては、日本はその最大消費国として、マグロ類の地域漁業管理機関全てに加盟し、資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導している。資源の減少が懸念される太平洋クロマグロについては、日本のイニシアティブにより、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）は30キログラム以下のクロマグロ小型魚の漁獲量を2002－2004年平均から半減することを決定した。また、全米熱帯まぐろ類保存委員会（IATTC）でもクロマグロ全体の漁獲量を40%削減することを決定した。大西洋クロマグロについては、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）によるこれまでの保存管理措置の成果として

資源の回復が確認され、漁獲量の段階的増加が決定された。

ニホンウナギは資源枯渇が懸念され、6月には国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に指定した。日本は、ニホンウナギを生産、輸出する中国、韓国、台湾などと協議を重ね、9月にはウナギ資源管理の枠組み設立及び養鰻生産量の制限などに関する共同声明を発出した。

捕鯨に関しては、日本は、前述の国際司法裁判所（ICJ）の判決に従って、第二期南極

海鯨類捕獲調査（JARPAII）を中止した（詳細については第3章第1節7.「国際社会における「法の支配」」参照）。日本は、この判決の基準を考慮して策定した南極海での新たな鯨類調査計画案を11月に国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会に提出し、2015年度から同計画を実施することを目指している。9月には隔年開催となって初めてのIWC総会がスロベニアで開催され、日本は、鯨類を含む水産資源の持続可能な利用の立場に立ち、日本の立場への理解と支持を求めた。

(3) 日本市場・人材の国際化（対内直接投資）

2014年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014の国際展開戦略において、KPI（主要な成果目標）として「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する（2012年末時点：17.8兆円）」との目標が掲げられた。同目標を達成するためには、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に必要な体制構築を含む政府の推進体制の整備が不可欠である。「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断的に取り組むこととしている。

対日直接投資推進会議では、対日直接投資案件の発掘・誘致活動を推進している。また、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、国家戦略特区諮問会議などと連携し、投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていくこととしている。あわせて、対内直接投資促進のための

情報基盤整備として、日本の法令の外国語訳を促進している。

外務省としては、日本貿易振興機構（JETRO）とも連携し、国際会議の場や大使館、総領事館などの在外公館の場を活用して、外国企業経営者への働きかけや広報・情報発信（在外公館のホームページでの積極的なPR活動など）を行い、海外における誘致案件創出活動を強化している。また、個別案件の推進では、関係府省庁と連携したJETROのワンストップ支援機能の強化や日本の中堅・中小企業と外国企業との投資提携機会の創出などに取り組んでいる。さらに、JETROと連携しつつ、外国企業の誘致に積極的な地方公共団体の取組を全面的に支援している。安倍総理大臣の訪英（5月）や訪米（9月）時の「対日投資セミナー」（JETRO）開催など、総理大臣・閣僚によるトップセールスを先進的な地方公共団体とも連携しつつ、戦略的に実施している。

3 国際的なルール作りへの参加

(1) G7・G20サミット

日本が自らの取組を国際社会にアピールし、日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場として、G7・G20サミットは引き続き重要な役割を果たしている。

2014年は、当初6月にロシアにおいてG8ソチ・サミットが開催される予定であった。しかし、ウクライナ情勢を踏まえ、3月のハーグ核セキュリティ・サミット（於：オランダ）の機会に急遽^{きゅうきょ}行われたG7首脳会合において首脳間で率直な議論を行った結果として、G7諸国はG8ソチ・サミットには参加しないこと、6月にブリュッセルで改めてG7首脳会合を開催することを決定した。

6月のG7ブリュッセル・サミット（於：ベルギー）では、G7諸国として、自由、民主主義、開かれた経済・社会、人権、法の支配などの価値の共有に基づき、国際的な課題に挑戦する決意を確認した。世界経済、エネルギー・気候変動、開発などに加え、ウクライナ情勢を中心とする外交政策について率直な意見交換が行われた。ウクライナ情勢については、G7として団結して対応していくことを確認し、ウクライナ支援の重要性やロシアへの外交的解決の呼びかけなどで一致した。

東アジア情勢については、安倍総理大臣が議論をリードした。航行・飛行の自由に関し、世界のどこであっても「力を背景とした現状変更」を許してはならないことを訴え、いかなる主張も、①国際法に基づくべきであり、②力による威嚇は許されず、③平和的に解決されるべき、との原則を説明し、各国から強い支持を得た。また、G7首脳は、全ての当事者に対し、領土又は海洋にかかる権利の主張を国際法に基づいて明確にし、追求す



G7ブリュッセル・サミットにおけるワーキングディナー（6月6日、ベルギー・ブリュッセル）写真提供：内閣広報室

ることを求めることで一致した。さらに、安倍総理大臣は北朝鮮による安保理決議の完全実施及び拉致問題解決の必要性等について強く訴え、各国の力強い支持を得た。

11月のG20ブリスベン・サミット（於：オーストラリア）では、経済成長の強化と雇用創出を最優先課題として、首脳間で活発な議論が行われた。G20諸国は、強固で持続可能かつ均衡ある成長の実現のために協調していくことで一致した。G20全体のGDPの水準を2018年末までに2%以上引き上げるための「ブリスベン行動計画」や各国の「包括的な成長戦略」などを発表した。また、G20各国がエボラ出血熱の流行が及ぼす中期的な経済的及び人道的コストに対応することなどにコミットする首脳声明が発出された。

安倍総理大臣からは、デフレ脱却を目指した安倍政権のこれまでの改革の取組及び経験について説明した。また、インフラ整備支援に関する日本のアプローチ、女性の経済への参画や開発途上国支援を通じた火力発電の高効率化・低炭素化に関する取組等について説明した。さらに、緑の気候基金（GCF）に対する最大15億米ドルの拠出を表明した。

(2) 世界貿易機関 (WTO)

ア WTOとドーハ・ラウンド交渉の経緯

日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) や世界貿易機関 (WTO) を中心とする多角的貿易体制に大きく恩恵を受けてきた。WTOを中心とした無差別で開かれた多角的貿易体制は世界貿易の礎である。その維持と強化は日本経済再生に向けた日本の貿易政策の柱である。1995年にGATTを継承する形で設立されたWTOでは、規律の対象分野の拡大や紛争処理機能の強化がなされ、①貿易自由化と新たなルール作り、②協定の実施の監視と紛争解決制度を通じたルール遵守の確保などが主な役割となっている。2001年に開始されたWTOドーハ・ラウンド (DDA) 交渉⁸では8分野 (農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、環境、知的財産権) の一括妥結を目指してきた。2008年以降交渉は膠着^{こうちやく}状態に陥っていたが、2013年12月の第9回WTO閣僚会議 (MC9) において、DDA交渉の部分合意として①貿易円滑化、②農業、及び③開発の3分野から成る「バリ合意」が妥結した。

イ バリ合意の実施

「バリ合意」は、WTO設立後初めての全加盟国を拘束する多数国間協定となる貿易の円滑化に関する協定を含む画期的なものであった。しかし、一部の国の反対により、貿易の円滑化に関する協定をWTO協定の一部とするための議定書について、合意されてい

た2014年7月末の採択期限が守られず、その後「バリ合意」全体の実施が宙に浮いた形となっていた。「バリ合意」を元の軌道に戻すため、日本を始め各加盟国が、WTOでの会合や二国間会談等の機会を通じ、関係国に対し働きかけを行った。この結果、11月の一般理事会特別会合において、①同議定書の採択、②食料安全保障目的の公的備蓄、及び③ポスト・バリ (「バリ合意」後) の作業に関する計3件の一般理事会決定が採択された。今後は、「バリ合意」の着実な実施と、ポスト・バリ作業計画策定に積極的に参画し、多角的貿易体制の維持・強化に取り組んでいく考えである。

ウ 有志国による取組

2011年の第8回閣僚会議以降、上述の「バリ合意」をめぐる議論のほかに、有志国による以下の交渉が行われてきた。

(ア) 情報技術協定 (ITA : Information Technology Agreement) の品目拡大交渉

1997年から実施されている情報技術協定 (ITA)⁹に関し、その後の技術進歩により開発された製品など¹⁰を同協定の対象とすべく、2012年から対象品目の拡大のための交渉が行われている (2014年12月末現在、53¹¹の有志国・地域が参加)。品目拡大により、情報技術製品の貿易拡大、情報技術を通じた各国経済の成長・生産性向上の促進が期待される。

⁸ 正式名称はドーハ開発アジェンダ (DDA : Doha Development Agenda) 交渉

⁹ 情報技術製品 (半導体、コンピューター、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ (静止画用) など) の関税を撤廃する複数国間の合意 (「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」)。1996年作成、1997年から実施。現在の参加国は日本、米国、EU (28か国)、中国、ロシア等78か国

¹⁰ デジタルAV機器 (ビデオカメラ、DVD・HD・BDプレーヤー等)、デジタル複合機・印刷機、医療機器 (電子内視鏡など)、半導体製造装置など

¹¹ 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、イスラエル、トルコ、コロンビア、コスタリカ、マレーシア、タイ、フィリピン、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、モリシャス、モンテネグロ、グアテマラ、アイスランド、及びアルバニア (EU各国を含めると53か国・地域)

(イ) サービスの貿易に関する新しい協定(TiSA: Trade in Services Agreement) 交渉

サービス貿易の一層の自由化に向け、米国、EU (28か国)、オーストラリアなどを含む50¹²の有志国・地域(2014年12月末現在)によるサービスの貿易に関する新しい協定(TiSA)交渉が、2013年夏以降本格的に行われている。同交渉に参加する国・地域の間では、交渉対象から特定分野をあらかじめ除外しないこと、時代に即した形でルールを強化してサービス貿易一般協定(GATS)の内容を進化させることなどで一致しており、日本も同交渉に積極的に参加している。

(ウ) 環境物品に関する協定(EGA: Environmental Goods Agreement) 交渉

2014年7月に、41¹³の有志国・地域により、WTO環境物品に関する協定(EGA)交渉が開始された。本交渉は、2012年にAPECで合意された環境物品リストや2013年のAPEC首脳宣言におけるコミットメントなどを受け、環境関連物品の関税撤廃を目指すものである。本交渉により、環境物品の貿易拡大、持続可能な開発が達成されることが期待される。日本は、交渉立ち上げ時から、本交渉に積極的に参加している。

協定上の貿易紛争を紛争解決手続に従い解決するための準司法的制度である。WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として、有効に機能している¹⁴。日本が当事国である最近の案件には以下のものがある。

- 中国のレアアース、タングステン及びモリブデンの輸出規制措置¹⁵: 2014年8月、上級委員会報告書を受けて、WTOの紛争解決機関は、中国の措置を違法と認定し、協定に整合的にするよう中国に勧告した。
- アルゼンチンの輸入制限措置¹⁶: 2015年1月、上級委員会報告書を受けて、WTOの紛争解決機関は、アルゼンチンの措置を違法と認定し、協定に整合的にするようアルゼンチンに勧告した。
- 中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税の賦課措置¹⁷: 2015年初旬にパネル報告書が発出される見込み。
- ウクライナの自動車に対するセーフガード措置¹⁸: 現在パネル手続が進行している。日本はまた、DDAの一環として行われているDSU¹⁹改正交渉などにおいて、手続の明確化など、紛争解決制度の更なる改善に向け積極的に貢献してきている。

エ 紛争解決 (DS: Dispute Settlement)

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO

オ 保護主義抑止・是正の取組

2008年以降、リーマンショック、欧州債

12 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド及びリヒテンシュタイン (EU各国を含めると50か国・地域)

13 日本、米国、EU、オーストラリア、カナダ、中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、コスタリカ、ニュージーランド、ノルウェー、及びスイス (EU各国を含めると41か国・地域)

14 他の加盟国によるWTO協定に非整合的な措置によって不利益を被ったとする加盟国は、当事国間での協議を要請できる。この協議を通じても紛争が解決されない場合、問題をパネルに付託し、問題とされる措置と協定との整合性についてパネルで争うことができる。パネルによる法的判断に不服のある当事国は、最終審に相当する上級委員会に対して上訴を行い、同判断を争うことができる。1995年のWTO発足時から2014年までの紛争案件数(協議要請が行われた件数)486件のうち、日本が当事国(申立国又は被申立国)として関わった案件は34件。なお、上級委員会は7人の委員で構成されており、委員の任期は4年(再任可能)。日本は1995年のWTO発足以降3人の委員を輩出している。

15 2012年7月、米国及びEUと同時にパネル設置を要請。輸出税、輸出割当て及びその管理に関する案件

16 2012年12月、EU及び米国と同時にパネル設置を要請。事前輸入宣誓供述制度、非自動輸入ライセンス及び輸出入均衡要求に関する案件

17 輸出価格が正常価格より低い場合にこれを不当な廉売としてその差額に関税を課す措置。2013年5月、パネル設置を要請。石炭火力発電所のボイラーなどに使用される高付加価値特殊鋼管に関する案件

18 特定の製品の輸入に対する緊急措置。2014年3月、パネル設置を要請。外国輸入車に対する関税引き上げに関する案件

19 紛争解決に関する規則及び手続に関する了解 (Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)

務危機などを受け、保護主義措置を導入する国が増加している。G20、APECなどでは首脳レベルで保護主義抑止に取り組むことで一致し、政治的コミットメントを行っている。

WTOでは、貿易政策検討制度や紛争解決手続を通じた保護主義措置の是正に取り組んでいる。日本は、保護主義抑止・是正に引き続き積極的に取り組んでいく考えである。

(3) 経済協力開発機構 (OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)

ア OECD加盟50周年

東京オリンピックが開催された1964年、日本は非欧米諸国として初めてOECDに加盟し、名実共に先進国の仲間入りを果たした。その後、日本はOECDの政策提言やツールなどを用いて着実に経済成長を遂げた。

2014年、日本は、OECD加盟50周年を迎え、安倍総理大臣やグリアOECD事務総長が参加したシンポジウムや記念切手の発行など約30の記念事業を国内で実施した。また、8月には東日本大震災の被災地の児童を対象とした「OECD東北スクール」の生徒約100人がパリを訪れ、東北の魅力を発信した。



記念切手を手交する岸田外務大臣とグリアOECD事務総長

イ 閣僚理事会

(ア) 総論

2014年5月、日本は36年ぶり2度目のOECD閣僚理事会議長国を務めた。同閣僚理事会には、日本からは安倍総理大臣や岸田外務大臣に加え、3人の閣僚が出席した。このほか、OECD加盟34か国、キー・パートナー国（中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アフリカ）、加盟審査の国（コスタリカ、ラトビア）の閣僚級が出席した。また、安倍総理大臣とグリア事務総長が招待する形で、OECD史上初めて、ASEAN諸国から7人の閣僚が閣僚理事会に参加した。

(イ) テーマ

リーマン・ショック後も経済危機へのリスクが欧州を中心に根強く残っている。日本



OECD閣僚理事会での安倍総理大臣基調講演（5月6日、フランス・パリ）写真提供：内閣広報室

は、議長国として、しなやかで強靱な（レジリエントな）経済と包摂的^{じん}社会、およびOECDと東南アジアとの関係強化を2本柱に掲げた。経済危機への対処、新しい成長の源泉、女性・高齢者・若者の一層の参画、長期的課題（少子高齢化、気候変動など）、東南アジアとの関係強化、開発等のトピックについて議論を主導した。

安倍総理大臣の基調講演では、日本の今後の成長戦略と世界経済への貢献についてメッ

セージを発信し、東日本大震災からの復興とデフレからの脱却を含め日本経済の再生を国際社会にアピールした。

特に、経済のレジリエンスについては、その後のG20ブリスベン・サミットでも主要なテーマとして挙げられるなど、国際経済の方向性を日本がリードする形となった。

(ウ)「東南アジア地域プログラム」の立ち上げ

世界経済の成長を盤石なものとするためには、成長著しい東南アジアの経済成長を促進することが不可欠である。この認識から、安倍総理大臣はASEAN諸国の閣僚5人などと共に「OECD東南アジア地域プログラム」を立ち上げた。今後、日本が主導する形で、投資や中小企業など6つの分野に関する地域政

策ネットワーク会合などを通じて、OECDが有する豊富なデータやツールを用いてASEAN諸国が直面する「中所得国の罣」の回避などの議論に貢献していく。

(エ) OECDフォーラム

閣僚理事会と同時に開催されたOECDフォーラムには、日本から二階俊博衆議院議員を始めとするOECD議連メンバーや山中伸弥京都大学iPS細胞研究所所長など多くの有識者が出席した。また、同フォーラム期間中に、東南アジア経済に豊富な知見を有するERIA（東アジア・ASEAN経済研究センター）とOECDとの協力覚え書き（MOU）が締結された。

(4) アジア太平洋経済協力(APEC: Asia-Pacific Economic Cooperation)

APECは、各エコノミー²⁰の自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである。アジア太平洋地域の21か国・地域から構成されており、これらは世界の人口の約4割、GDPの約6割、貿易量の約5割を占める「世界の成長センター」である。総貿易の約3分の2が域内貿易であるなどEU並みの密接な域内経済を構成している。APEC地域の経済面における協力と信頼関係を強化していくことは、日本の更なる発展を目指す上で極めて重要である。また、APEC首脳・閣僚会議は、経済問題を中心に、国際社会の主要な関心事項について首脳・閣僚間で率直な意見交換を行う有意義な場となっている。

中国が議長を務めた2014年北京APEC首

脳会議では、これまでのAPECの25年間の歩みを振り返りつつ、「地域経済統合の進展」、「革新的な発展、経済改革及び成長の促進」、「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」について議論された。APEC首脳宣言「統合され、革新的な、かつ相互に連結されたアジア太平洋に向けた北京アジェンダ」及びAPEC25周年記念声明「アジア太平洋パートナーシップを通じた未来の形成」が採択された。「地域経済統合の進展」については、2010年横浜APEC首脳会議以降進められているアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けたAPECの貢献の更なる一歩として、「FTAAPの実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」を策定するとともに、「FTAAPの実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の開始に合意し

20 中国香港、チャイニーズ・タイペイを含めたAPEC参加単位

2014年北京APEC首脳会議の成果

	地域経済統合の推進	革新的な発展、経済改革及び成長の促進	包括的な連結性及びインフラ開発の強化
首脳宣言のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●2010年横浜APEC首脳会議以降進められているアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けたAPECの貢献の更なる一歩として、「FTAAP実現に向けたAPECの貢献のための北京ロードマップ」を策定 ●「FTAAP実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」の開始に合意。2016年末までに結果を報告することを首脳から実務者に指示 ●WTOの交渉機能をめぐる行き詰まりの原因となっているバリ合意実施の問題の深刻さを首脳レベルで共有 ●情報技術協定（ITA）拡大交渉の早期再開と妥結を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●経済改革、イノベーション、エネルギー、女性の活躍推進、腐敗対策、エボラ出血熱などへの取組へのコミットを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●「2015-2025年APEC連結性ブループリント」に合意し、2025年までの連結性強化の具体的行動を定めた。
安倍総理大臣発言ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●FTAAPのロードマップを支持し、土台となるTPP協定等に積極的に取り組む旨表明 ●製造業関連サービスに関する貿易投資の自由化・円滑化に向けた議論を加速させたい旨表明 ●WTOの問題は深刻であり信頼回復に向けた対応を考えるべき、ITA拡大交渉の早期妥結を促すべき旨表明 	<ul style="list-style-type: none"> ●アベノミクスの大胆な規制改革による日本経済再生を通じて、地域経済の更なる成長に貢献する旨表明 ●地域の潜在力を最大限に発揮するため、女性の活躍を更に推進していく重要性を訴えた 	<ul style="list-style-type: none"> ●インフラ開発について、民間資金の効果的な動員や投資受入国の投資環境整備に加え、「インフラの質」、「質の高いスタンダード」、「雇用や能力構築」の重要性を指摘

た。同研究については、2016年末までに結果を報告することを首脳から実務者に指示した。また、WTOの交渉機能をめぐる行き詰まりの原因となっているバリ合意実施の問題の深刻さを首脳レベルで共有するとともに、情報技術協定（ITA）拡大交渉の早期再開と妥結を求めた。「革新的な発展、経済改革及び成長の促進」については、経済改革、イノベーション、エネルギー、女性の活躍推進、腐敗対策、エボラ出血熱などへの取組へのコミットを確認した。安倍総理大臣からは、アベノミクスの大胆な規制改革による日本経済再生を通じて、地域経済の更なる成長に貢献する考えを述べた。また、地域の潜在力を最大限に発揮するため、女性の活躍を更に推進

していく重要性を訴えた。「包括的な連結性及びインフラ開発の強化」については、「2015-2025年APEC連結性ブループリント」に合意し、2025年までの連結性強化の具体的行動を定めた。安倍総理大臣からは、インフラ開発について、民間資金の効率的な動員に加え、「インフラの質」、「質の高いスタンダード」、「雇用や能力構築」の重要性を指摘した。さらに、安倍総理大臣は、APEC首脳会議の機会に行われたAPECビジネス諮問委員会（ABAC）委員との対話に参加し、アベノミクスの「成長戦略」及びインフラ開発にあたって重視すべき原則について日本の考え方を説明した。